

鳥取県におけるシックハウス対策の取扱い

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課
平成15年9月8日制定
一部改訂 平成18年12月21日
一部改訂 平成23年8月1日
最終改訂 令和6年12月19日

1 目的

改正建築基準法第28条の2の規定に基づくシックハウス対策〔平成14年7月12日公布、平成15年7月1日施行〕(この取扱いにおいて「シックハウス対策」という。)に関する鳥取県内の審査及び検査における取扱いを定めるものである。

2 建築確認関係

(1) 内装仕上げ

- ア 建築基準法施行規則第1条の3第1項表2(10)(ろ)欄に掲げる使用建築材料表は、原則として、様式1に定める使用建築材料表を使用することとし、換気計画上一体的になっている部分(以下「換気計画部分」という。)ごとに作成するものとする。ただし、設計図書に同様の内容が記載されている場合は、様式1を用いないことができる。(以下、他の様式においても同様とする。)
- イ 規制対象外材料のみを使用する場合は、確認申請書に添える仕様書またはその他の設計図書にその旨を明示することで、様式1の提出は不要とする。
- ウ 壁紙、カーペット等で透過性のある建築材料によって内装仕上げする場合には、下地等(ボード類、接着剤等)についても内装仕上げとして扱うものとし、最も下位の種別(等級)のものを当該内装仕上げの種別とする。
- エ 造り付け家具等で平面図、使用建築材料表等の規定の図書では面積の確認が困難な場合は、展開図等の添付を求めるものとする。
- オ 規制対象外建築材料をホルムアルデヒド発散建築材料とともに二次加工した場合は、ホルムアルデヒド発散建築材料として取扱うこととし、この場合のホルムアルデヒド発散等級は、原料となるホルムアルデヒド発散建築材料のホルムアルデヒド発散等級によるものとする。

(2) 換気計画

- ア 各階平面図等に、換気計画部分及び換気経路を明示すること。
- イ 居室と廊下等の間の建具と換気計画上の取扱いは次のとおりとする。
 - (ア) 開き戸は、原則として換気経路を遮断するものであるが、通気措置(面積が100cm²程度以上の換気ガラリ又は空きが1cm程度以上のアンダーカット等をいう。以下同じ。)がなされている場合は、換気計画上一体として扱うこと。
 - (イ) 折れ戸、片引き戸、片引きのふすま及び障子は、その換気計画の意図によって、換気計画上一体又は分離のどちらでも扱えるものとする。
 - (ウ) 両引き(引違いを含む。以下同じ。)戸、両引きのふすま及び障子は、周囲に十分な隙間が存在し、通気が確保されるため、換気計画上一体として扱うものとする。
 - (エ) 上記(ア)～(ウ)に関わらず法28条第4項(採光規定)において2室を1

- 室とみなしている場合は、換気計画上一体として扱うものとする。
- ウ 居室と収納スペース等の中の建具と換気計画上の取扱いは、換気計画上一体とする場合は居室扱いとし、一体としない場合は天井裏等の扱いとする。
- エ 必要換気量計算は、様式2により居室ごとの床面積、天井高、気積、換気種別、給気機による給気量及び排気機による排気量等を明確にし、換気計画部分ごとに算出されていること。
- オ ダクトを使用する場合には、次のとおりとする。
- (ア) 換気設備図面においては、屋内端末、ダクト、送風機及び屋外端末等が記載されているものとする。
- (イ) 必要換気量が確保できる圧力損失が考慮されていることが判断できる資料（計算書、メーカーカタログ、P-Q線図等）を添付すること。

(3) 天井裏等

天井裏等の部分ごとに、機械換気設備の有無、居室と天井裏等を区画する連続した気密層等の有無又は下地材断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種別を様式3及び様式4により明確にすること。ただし、規制対象外材料のみを使用する場合は、確認申請書に添える仕様書またはその他の設計図書にその旨を明示することで、様式3及び様式4の提出は不要とする。

- ア 機械換気設備により対応する場合
換気エリア毎に措置内容を記載する。
- イ 気密層又は通気止めにより対応する場合
それぞれの部位毎に工法等を記載する。
- ウ 建築材料により対応する場合
それぞれの部位毎に使用材料の種類を記載する。

(4) その他

共同住宅について、同一の間取り及び仕様の住戸については、住戸形式ごと（反転タイプを含む）に各様式を添付すること。（検査の申請においても同様とする。）

3 検査関係

(1) 検査の申請

完了検査申請書第4面の工事監理の状況「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」欄に居室及び内装材料の種別ごとに工事監理の状況を記載すること。

【記載例】

(第四面)

| 工事監理の状況 (記入例) | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|-----------------------|---------------------|----------------------------------|
| | 確認を行った部位、材料の種類等 | 照合内容 | 照合を行った設計図書 | 設計図書の内容について設計者に確認した事項 | 照合方法 | 照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容) |
| 居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・1階LDK、和室、トイレ、廊下、ホール、階段、2階洋室、トイレの床、壁、天井 ・各居室建具、造りつけ家具 (全て規制対象外の建築材料を使用) | <ul style="list-style-type: none"> ・下地、仕上材料の種類及び面積 ・建具、家具の種類及び形状 ※規制対象外の材料を使用した場合は材料名と室名、面積を明記すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・使用建築材料表 ・建具表 | 特になし | 受入時の検査及び工程終了時に現場で照合 | 適 |

(2) 検査の方法

- ア 検査に当たっては、完了検査申請書第4面に記載された状況を参照した、目視及び寸法測定等により、確認申請図書及び建築基準関係規定との照合を行うものとする。
- イ 確認申請図書及び完了検査申請書のみでは照合できない部分については、法第12条第5項の規定に基づき、必要な書類の提出を求めるものとする。
- ウ その他疑義のある場合は法第12条第5項の規定に基づき、使用建築材料の納品書等の提出を求め、法との適合性について確認を行うものとする。

4 計画変更確認の取扱いについて

計画変更は事前に計画変更協議書により各確認受付窓口に協議を行うこと。

(変更協議が必要な例)

- ア 換気エリアの区域変更、エリア内の面積変更、容積変更等により内装仕上げのチェック又は必要有効換気量のチェックが必要となる場合
- イ 換気設備の方式を中央管理方式に変更する場合又はその逆の場合
- ウ 換気エリア内の有効換気量を減少する場合
- エ 換気エリア内の規制対象材料の使用面積の合計が増加する場合

5 計画変更確認申請に係る手数料の算定について

- (1) 機械換気設備の計画変更確認に係る手数料の算定対象面積は、当該変更に係る換気計画部分の床面積の合計とすること。
- (2) 天井裏等の計画変更確認に係る手数料の算定対象面積は、当該変更に係る部分の水平投影面積とすること。
- (3) 内装仕上げを変更する場合の計画変更確認に係る手数料の算定は、当該変更に係る壁、床、天井等の面積の合計とすること。